

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成29年7月3日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700002 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700008 号

## 第 1 結論

平成 4 年 11 月から平成 5 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 11 月から平成 5 年 3 月まで

平成 5 年 9 月又は同年 10 月に、市役所から国民年金の未納分が特例で遡って納付できる内容のはがきが届いた。それまで国民年金は 2 回程しか納付していなかったため、平成元年から平成 5 年までの未納分全額納付したいと思い、指定された A 市の B センターに出向き、広場内に設けてあった仮設テントで全額一括で納付したいと相談すると、2 年分しか遡って納付できないと説明され、保険料 26 万 6,800 円を現金 27 万円から支払ったが、領収証はもらえなかった。

平成 29 年 1 月に年金事務所で将来の年金受取見込額と平成 5 年 9 月又は同年 10 月に納付した国民年金保険料について確認したところ、請求期間が未納になっていることと、平成元年まで遡って納付になっていることが分かった。平成 5 年に納付した当時は 2 年分での納付金額との説明であったが、やはり平成元年から平成 5 年までの期間の保険料を遡って一括して納付していたのだと分かった。調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、平成 5 年 9 月又は同年 10 月に市役所から国民年金未納分が特例で遡って納付できる内容のはがきを受け取り、指定された B センターに出向き、請求期間を含む、当時未納であった平成元年から平成 5 年までの期間に係る国民年金保険料を遡って全額一括して納付したと主張しているところ、A 市は、平成 5 年 10 月に社会保険事務所（当時）が主催する納付相談に同市が参加した記録が残っている旨回答している。

一方、日本年金機構 C 年金事務所は、「場所を指定しての集合徴収については、屋内で実施していたと思われる。申立てにあった『屋外の仮設テント』については平成 5 年当時、県下一斉に年金相談所を開設していた経過があり、A 地区においては B センターでも実施されていた。一般の年金相談であるため、保険料の領収等はしていなかったと思慮されます。」と回答している。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとする時期（平成 5 年 9 月又は同年 10 月）においては、国民年金保険料の時効が成立した後に納付できる制度はなかったこと、並びにオンライン記録及び A 市の国民年金被保険者カードには、平成 5 年 9 月及び同年 10 月において、請求者には、平成 4 年度以前の国民年金保険料未納期間は、請求期間以外になかったことが記録されていることは、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600305号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1700009号

## 第1 結論

平成3年4月から平成4年3月までの請求期間、平成5年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年4月から平成4年3月まで  
② 平成5年4月及び同年5月

請求期間当時は学生で収入がなかったため、国民年金保険料を支払うことができなかったが、平成5年6月よりA大学で研修医として働き始めて収入が得られるようになったので、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を何回かに分けて支払い、同年の夏頃までには全額払い終えたことを記憶している。

請求期間①及び②が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成5年6月より請求期間①及び②に係る国民年金保険料を何回かに分けて支払い、最後はかなりまとめて払って同年の夏頃までに払い終えたことと記憶している旨主張しているところ、同年6月時点において、請求期間①のうち平成3年4月については、そもそも時効により納付できない期間である。なお、同年5月から平成4年3月までの期間及び請求期間②については、納付が可能であると認めることができる。

しかしながら、請求者は、請求者が提出したB銀行の預金取引明細において、平成5年8月13日に8万円を引出した記録と、前述の最後はかなりまとめて払ったとする記憶が一致している旨主張しているところ、その他の引出し記録と支払った記憶に関する具体的な主張はなく、請求者の陳述及び前述の預金取引明細の引出し記録のみをもって、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付した時期、金額等を推認することができない。

また、請求者は、使用した納付書について、請求期間①及び②とも同じ様式だった旨陳述しているところ、平成5年6月時点において、過年度納付である請求期間①に係る納付書と現年度納付である請求期間②に係る納付書の様式は相違しているため、請求者の陳述とは一致しない。

さらに、請求期間②に係る納付書の発送時期等について、請求者が平成5年4月に転居したと主張する前後のC市及びD市へ照会したところ、C市においては当時の書類が保管されておらず、また、D市においては国民年金システムで請求者の履歴を作成した記録がないなど、双方の市とも請求期間②に係る納付書が発送されたか確認できない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに前述の請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600353 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700023 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 支社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日まで

A 社は、福利厚生がしっかりしていたので勤務していました。入社して間がない時、手取りの給料が 20 万円以上あったのを記憶しており、給料から厚生年金、健康保険料は毎月結構な金額を差し引かれていました。

請求期間の標準報酬月額を実際に受けた給料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が組織変更した C 社は、請求者に係る記録はデータベースにて保管しており、当該データベースにより確認できる標準報酬月額は、日本年金機構で記録している請求者に係る標準報酬月額と一致する上、請求者の厚生年金保険被保険者記録に係る届出、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険料の納付については、前述のデータベースに記録されているとおりに行った旨回答している。

一方、D 銀行が提出した請求者に係る普通預金元帳写から、請求期間のうち昭和 61 年 8 月から平成 2 年 12 月までの期間については、給与の振込み記録は確認できない。

また、前述の普通預金元帳写から、平成 3 年 1 月から平成 5 年 12 月までの期間については、給与の振込みは確認できるものの、請求者が主張する手取りの給料が 20 万円以上であったことについては、平成 6 年 1 月随時改定（標準報酬月額 34 万円）の対象となった月（平成 5 年 10 月から同年 12 月まで）を除くと、平成 5 年 8 月だけであり、請求者の主張を確認できない。

さらに、請求期間において A 社 B 支社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、請求者の主張を裏付ける回答及び陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。